

会員番号：

イーストウッド友の会会員申請書

私は、会員規約を下記下記の通りイーストウッド友の会会員登録を申請します。
尚 PGS 会員登録に際し私の個人データが PGS に提供されることにつき、同意いたします。
(PGS のデータ利用目的は、①競技案内の送付②ハンディキャップ数値管理、
③PGS 会報誌の送付などです。)

平成 年 月 日			
氏名	フリガナ		
印			
生年月日	S・H	年 月 日	性別 男・女
自宅住所	〒 - -		
電話	自宅・勤務先	-	-
職業	(勤務先・学校名)		
e-mail			
PGS 会員登録	希望する	希望しない	
JGA ハンディキャップ	有	無	現ハンディ()
ホーム登録コース			
JGA 登録番号			
PGS 会員登録の有無	有	無	
JGA ハンディ取得・PGS 会員登録はご入会した月から1年間となることに同意します。			

【利用目的】

この入会申込書に記載されたお客様の個人情報は、お客様に対するサービスに関するご案内、優待券の送付、その他業務上必要な問い合わせのための書面等を送付するため等に利用させていただきます。

日付	金 種	カード会社	金 額
	現金・カード		
	現金・カード		
	現金・カード		
	現金・カード		

イーストウッド友の会 年間会員のご案内

年会費 21,000円 (税込み) 入会金は不要です。

有効期間は1年間です。

尚 JGA ハンディ取得・PGS 会員登録は会員期間中の3月31日までです。

特典 詳細はお問合せください

★ **特典1: フレー料金が3,150円引き。**

通常料金	セルフ歩き	セルフ乗用
平日	6,800円	7,500円
土曜	14,200円	14,900円
日曜・祝日	13,200円	13,900円

会員料金	セルフ歩き	セルフ乗用
平日	6,300円	7,000円
土曜	11,050円	11,750円
日曜・祝日	10,050円	10,750円

- ※ 上記料金にはグリーンフィ、諸経費、ゴルフ場利用税、消費税を含みます。
- ※ キャディ付の場合は3,150円(4バック)増となります。
- ※ 上記は現行の料金にて、変更となる場合もあります。

ご入会手続

次の書類をご持参または、ご郵送ください。

- ・会員登録申請書 ご記入のうえ、ご捺印ください。
- ・会費支払方法：

ゴルフ場でお支払いいただくか、お振込みください。
お振込みの場合は、振込の手数料をご負担ください。

振込：足利銀行 岡本支店 普通口座

口座番号 2960549

イーストウッドカントリー倶楽部友の会口

代表 森 和彦

イーストウッドを ホームコースにしませんか

イーストウッド友の会は、プレー料金がお得だけでなく、その他にもたくさんの特典があります。

★ **特典2:お誕生月に1プレーご招待。**

お誕生月をはさんで前後3ヶ月有効、(カートフィ、キャディフィ、食事代及びゴルフ場利用税・消費税はご負担いただきます。)

★ **特典3:無料招待券・特別割引券をプレゼント**

年2回、ご本人様無料・ご同伴者様は優待料金が適用となる無料招待券・特別割引券を複数枚プレゼントいたします。

★ **特典4:追加ハーフ無料(セルフプレーの平日限定)**

スタート時間によってはラウンド出来ない事があります。

★ **特典5:セルフプレーの2B割増ありません。**

もちろん2B保証です。

★ **特典6:アフロー千練習場が無料**

芝の上から打てる本格的な練習場です。

★ **特典7:JGA ハンディキャップを取得できます。**

JGA ハンディ取得を希望される方は PGS 会員登録を行います。

★ **特典8:倶楽部競技会に参加できます。**

会員の皆様を対象に、月例会等の競技会や各種イベントを開催いたします。

★ **特典9:ゴルフ用品も会員特別価格でご提供**

ゴルフ場内ショップにおいて、ゴルフ用品を会員特別価格でご提供いたします。

イーストウッド友の会会員規約

- 第1条 (名称)
本会の名称は、イーストウッド友の会（以下「本会」という）という。
- 第2条 (所在地)
本会及び事務局は、栃木県宇都宮市冬室町1039-3、イーストウッドカントリー倶楽部（以下「倶楽部」という）内に置く。
- 第3条 (目的)
本会は、イーストウッドカントリー倶楽部を利用するゴルフ愛好者の友の会を結成し、会員相互の親睦とゴルフ技術の向上を図ることを目的とする。
- 第4条 (会員)
イーストウッド友の会会員(以下「会員」という)とは、本規約・ゴルフ場利用約款・その他の倶楽部規則を承認のうえ、第6条に定める事項を完了した者をいう。
- 第5条 (PGS会員登録)
JGA ハンディキャップ取得を希望する会員は、PGS 会員規則を承認の上、PGS 会員への登録を行う。
- 第6条 (登録手続)
本会への登録希望者は、イーストウッド友の会会員規約に同意のうえ、倶楽部所定の登録申請書に必要事項の記入及び記名捺印のうえ、倶楽部に申し込み、倶楽部の審査・承認を受けた上で、所定の年会費を倶楽部が指定する期限までに納入しなければならない。
- 第7条 (会員特典)
(1)会員の特典は、倶楽部が定めるものとし、随時改廃・変更できるものとする。
(2)会員特典の会員への告知は、倶楽部施設内における掲示により行う。
- 第8条 (会員証)
(1)倶楽部は、会員に対してイーストウッド友の会会員証(以下「会員証」という)を発行し登録後初回来場時に交付する。
(2)会員は、倶楽部に来場時は、必ず会員証を持参して倶楽部に会員証を提示のうえ、特典を受けるものとする。
(3)会員の資格を喪失した時は、速やかに会員証を倶楽部に返還するものとする。
- 第9条 (会員資格期間)
会員の資格期間は、入会日より1カ年とする。
- 第10条 (会員資格の譲渡禁止)
会員は、会員資格を第三者に譲渡してはならない。また、会員証を会員本人以外に貸与又は譲渡してはならない。
- 第11条 (継続)
本会の登録の継続を希望する者は、会員資格満了日までに倶楽部の指定する手続に従って、継続手続を行ない、年会費を支払うものとする。継続手続後の会員資格期間は、継続基準日より1カ年とする。
- 第12条 (退会)
本会の退会を希望する会員は、所定の退会届けに署名捺印のうえ倶楽部に提出する。
- 第13条 (処分)
会員が次の各号のいずれかに該当するときは、倶楽部は会員資格の停止・除名・その他必要な処分を行うことができる。
(1)倶楽部の信用を損なう行為、コースの秩序等を乱す行為があったとき。
(2)本規約、ゴルフ場利用約款および倶楽部が定めた事項に違反する行為があったとき。
- 第14条 (資格喪失)
会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失するものとし、会員証を倶楽部に返却しなければならない。
(1)会員、同伴者が暴力団等の団体の構成員、あるいはそれらの関係者と判明したとき。
(2)会員が退会または死亡したとき、もしくは会員が除名されたとき。
- 第15条 (年会費の返還)
年会費は、理由の如何を問わず会員に返還しない。
- 第16条 (住所等の変更の届け出)
会員は、会員登録申請書記載事項を変更する場合には、速やかに倶楽部にその旨を届けなければならない。
会員登録申請書記載事項に変更があったにもかかわらず、その旨の届出がない場合において、倶楽部から会員に通知する必要がある場合には、倶楽部への登録内容に従って通知することにより、会員に到達したものとみなす。
- 第17条 (会員規約の改廃・変更手続および告知方法)
本会員規約の改廃・変更は倶楽部が随時行えるものとし、会員への告知は倶楽部施設内における掲示により行う。

附則

- 第1条 (会員資格期間・PGS会員登録の期限)
会員資格期間は第9条に定める期間であるが、PGS 会員登録は当該会員期間中の3月31日までに登録期限とする。